新潟市告示 第 350 号

## 新潟市老人福祉センター福寿荘使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、新潟市老人福祉センター福寿荘使用料の徴収事務を令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間、次のとおり委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示する。

令和5年5月29日

## 新潟市長 中原 八一

徴収事務を行う場所	徴収事務受託者
新潟市江南区船戸山5丁目7番17号	新潟市中央区東堀前通6番町1061番地
新潟市老人福祉センター福寿荘	環境をサポートする株式会社きらめき
	代表取締役社長 山田 茂孝